

入札説明書

この入札説明書は、令和元年9月11日付け北海道オホーツク総合振興局告示第55号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

物品の売払い契約（工事発生材） 砂 8,979 m³

※ 上記数量は、当部で測量した概数であるため、買受人に引き渡す数量とは誤差が生じる事があり、当該数量の受渡を保証するものではない。

実際の数量・品質規格等については、下見による現地確認の結果等を参考に各自で判断の上、入札金額を見積もること。

なお、下見をせずに入札に参加したものは、下見をしたことと見なすものとする。

(2) 契約の目的の仕様等

別紙のとおり

(3) 引渡場所

北見市常呂町字常呂（常呂漁港公共用地）

(4) 搬出期限

契約代金完納後から令和元年11月29日（金）

3 現地説明の日時及び場所

ア 日 時 随時行います。

イ 場 所 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

4 入札に参加する者に必要な資格

令和元年北海道オホーツク総合振興局告示第 号に定める資格を有すること。

5 契約条項を示す場所

網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク合同庁舎4階1号会議室

(2) 入札日時 令和元年10月2日（水）午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 代金の支払い方法及び引渡期日

北海道オホーツク総合振興局長が発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の場所で納付すること。代金を完納した後、2の(4)の搬出期限までに引渡を行うこととする。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、4に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(4) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた額とする。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

電話番号 0152-41-0708

(6) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 代金の支払い方法

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は北海道オホーツク総合振興局長が発行する納入通知書により、指定の期日（納入通知書発行の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

(10) その他

この公告のほか、別紙物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。